

新社会

つくば

発行：新社会つくば

TEL 029-857-1154 FAX857-1254

金子 かずお気付

[kaneko@max.hi-ho.ne.jp](mailto:kaneko@max.hi-ho.ne.jp)

<http://kanekokazuo.hakurakuryo.org/>

2020年 1月1日 1149号



## 謹賀新年

今年もよろしくお願ひします



新しい年をい  
かがお迎へいた  
しましたか、日  
頃よりご支援を  
賜り誠にありが  
とうございます。

### 特別支援学校の取り組み

長年にわたり取り組んでまいりました、つくば特別支援学校の過密緩和対策がスタートし、つくばみらい市の伊奈特別支援学校に荃崎地区の児童生徒が学区内に、また石岡市八郷地区の旧校舎を改修して新規開校する石岡特別支援学校に筑波地区の児童生徒が学区となり通学が始まりました。

これまで金子かずお議員が、つくば市内小中一貫校新設に伴い筑波地区で廃校となっている学校を利用した「つくば特別支援学校」の過密緩和策として活用することを提案してまいりました。前途に述べました対策が示されましたが、つくば特別支援学校の過密緩和が全面的に解消したわけではありません。市議会でも五十嵐立青市長は、金子かずお議員の一般質問で学校自体の過密を根本から解決するためには、つくば市内にもう一つの特別支援学校が必要であるとの思いを答弁しています。

今後も議会や地域で「つくば特別支援学校」の過密緩和策を取り上げるとともに、特別支援学校の高等部、高等支援学校につくば市への誘致に全力を注ぐ決意です。

### 医療的ケア児家庭の支援の取り組み

在宅生活で医療的なケアを必要とする児・者（高齢者も含む）は、電動の医療機器（人工呼吸器や酸素濃縮器、喀痰吸引器等）を常時使用しているケースが少なくありません。

24時間電源が必要となるため、停電は命の危険に直結します。2018年に発生した北海道での大規模停電では、心疾患により酸素投与が必要な医療的ケア児が長時間の停電で予備バッテリーも含む機器のバッテリーが切れ、道外から輸送された発電機により救命されたケースがありました。

同年の台風24号によるつくば市内の停電被害では、医療的ケア児の家庭でも約10時間も停電したケースが発生しています。バッテリー残量を考えながら機器の使用を調整し、電源を使わない酸素ボンベを緊急手配した上で、電気の復旧を待つ事態となりました。

つくば市は、災害時において要支援者となりうる医療的ケア児が茨城県内で最も多く、市内において停電に対する対策が必要として自助による備えを進めるために家庭や障害福祉サービス事業所および福祉避難所などに発電機購入を支援する仕組みを、整備する請願が採択され、2019年度で予算支援が決まりました。今年も引き続き支援に向けた取り組みに努めます。

## 「合理的配慮」とは？

障害者権利条約第2条に定義があります。

「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであることです。

障がいのない人も、その人自身が持つ心身の機能や個人的能力だけで日常生活や社会生活を送っているわけではない。日常生活や社会生活を営むにあたり、様々な場面で人的サービス、社会的インフラの供与、権利の付与等による支援を伴う待遇や機会が与えられているのであります。

ところが、こうした支援は、障がいのない者を基準にして制度設計されており、障がい者の存在が想定されていないことが多く、障がい者はこれを利用する、その支援の恩恵を受けられないといった事態が発生することになり、社会的障壁が発生する。障がい者が利用できるように合理的配慮を提供しないことは、実質的には、障がいのない者との比較において障がい者に対して差別、排除又は制限といった異なる取扱いをしているのと同様であり、例えば、多目的ホールでの講演において、聴衆に対するサービスとしてマイクとスピーカーが用意される。聴衆はこのサービスがないと講演内容を聞くことができない。障がいがない人々に対しても、人的サービス、社会的インフラの付与などの支援（配慮）がある。障がいのない人々は、これらの支援（配慮）を受けて日常生活・社会生活を送ることができます。

しかし、耳の聞こえない障がい者には、この支援を利用することができない状況が発生し、これが社会的障壁となる。障がい

者がそうした社会的障壁を取り除くために、実質上の平等を実現するために必要な配慮を要求することを障がい者の人権ととらえることは重要なこととあります。

茨城県では、2015年4月から、「障がいのある人もない人も共に歩み幸せに暮らすために茨城県づくり条例」が施行されました。この法律では障がい者への「合理的配慮の提供」が求められています。

### 合理的配慮の具体例のいくつか

合理的配慮のわかりやすい具体例一例としては、以下のような手立てが挙げられます。

- ① 読み書きが困難な方に・・・タブレットや音声読み上げソフトで学習できるようにする。
- ② 移動が困難な方に・・・自力で移動できない場所に、スロープやエレベーターを設置する。
- ③ 指示理解が困難な方に・・・指示を1つずつ分けて伝え、イラストなどを活用して説明する。
- ④ 疲労・緊張しやすい方に・・・休憩スペースを設け、業務時間等を調整する。

これらは一例に過ぎず、障害のある方ご本人の心身の特徴や、目的や場面、その人を取り巻く環境によって、必要になる合理的配慮の内容や程度は異なってきます。また、配慮を行う行政機関や事業者の側にも人的・技術的・金銭的資源の限界があるため、過度な負担でない実現可能な配慮を検討していく必要があります。

そのため、障がいのある方の権利や意思を尊重しながら、具体的にどんな合理的配慮が必要かつ実現可能か、ご本人と周りの人たちが対話をしながら決めていくことが大切です。